

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 振興課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護サービス事業に係る法人税法上の取扱いについて

計2枚（本紙を除く）

Vol.560

平成28年7月29日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3937）
FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡
平成 28 年 7 月 29 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当部（局）御中
中 核 市

厚生労働省老健局振興課

介護サービス事業に係る法人税法上の取扱いについて

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定に基づく介護サービス事業に係る法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）上の取扱いについては、「介護サービス事業に係る法人税法上の取扱いについて」（平成 12 年 6 月 12 日付け事務連絡）において情報提供しているところです。

今般、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）の施行後の法人税法上の取扱いについて、下記のとおり整理しました。

つきましては、貴管内市町村、関係機関、関係団体等に対し、周知徹底を図っていただくようよろしくお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、国税庁とも協議済みです。

記

1 予防給付から地域支援事業へ移行するサービスについて

今般の改正により、新たに第 1 号事業（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イからニまでに規定する第一号訪問事業、第一号通所事業、第一号生活支援事業及び第一号介護予防支援事業をいう。）が創設されています。

第 1 号事業はこれまで予防給付として実施されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の各サービスを地域支援事業に移行させるとともに、それらに係る介護予防支援を介護予防支援事業として位置づけたものであり、新たなサービスを提供するものでなく、医療保健面でのケアを必要とするのが通例である要支援者等を対象として、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のため、医療との連携を図りつつ実施されるものであり、これらは、ケアプランの策定過程等を通じて確保されるなど、その基本的考え方に変更はありません。

したがって、第 1 号事業は引き続き、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 5 条第 1 項第 29 号に規定する医療保健業として取り扱われます。なお、

以上は介護保険法の基本的な考え方に基づいた整理となりますが、地域支援事業は、各市町村が地域の実情に応じてサービスの内容等を定めることができるものであり、第1号事業を実施する者が自らの営む事業の実態に応じて、医療保健業ではなく請負業（法人税法施行令第5条第1項第10号）等に該当するものと判断することを妨げるものではありません。

2 地域密着型通所介護について

今般の改正により、通所介護のうち利用定員が一定数（19人未満）の小規模な通所介護について、地域密着型通所介護という分類に振り分けられていますが、この改正は事業所への指導権限等が都道府県から市町村へ変更となる以外、基本的なサービスの内容等については通所介護と変わらないため、引き続き、法人税法施行令第5条第1項第29号に規定する医療保健業として取り扱われます。